

地域団体商標制度に関する審判決例の分析

小川 宗一^(*)

平成 17 年商標法の一部を改正する法律で設けられた地域団体商標制度が施行されてから 16 年余りが経過した。本制度は、地域の産品等についての事業者の信用の維持を図り、地域ブランドの保護による我が国の産業競争力の強化と地域経済の活性化を目的として制度設計されたものであるところ、この間の本制度の解釈・運用を巡って争われた具体的事案における裁判例や特許庁審決例・登録異議決定例について整理・分析を行ったものである。

目 次

- I. はじめに
- II. 地域団体商標制度の趣旨
- III. 地域団体商標の登録要件
 - 1. 7 条の 2「周知性」
 - 2. 4 条 1 項 10 号
 - 3. 4 条 1 項 11 号
 - 4. 4 条 1 項 15 号
 - 5. 4 条 1 項 16 号
 - 6. 地域団体商標権者自身による新たな商標出願
- IV. 地域団体商標権の侵害
 - 1. 商標の類否判断
 - 2. 地域団体商標権の効力と 26 条の適用関係
 - 3. 先使用権が認められる使用地域の範囲
- V. 全体を通して
 - 1. 先使用権
 - 2. 要部観察に基づく類否判断
 - 3. 施行前の駆け込み的通常出願
- VI. おわりに

I. はじめに

平成 17 年商標法の一部を改正する法律で設けられた地域団体商標制度(商標法⁽¹⁾7 条の 2 等)が施行(平成 18 年(2006 年)4 月 1 日)されてから 16 年余りが経過した。

地域団体商標制度は、【目的】地域の産品等についての事業者の信用の維持を図り、地域ブランドの保護に

よる我が国の産業競争力の強化と地域経済の活性化を目的として、【登録要件】地域の名称及び商品・役務の普通名称等からなる本来識別力のない商標について、地域との密接な関連性を有する商品・役務に使用され、需要者の間に広く認識されている場合(以下「周知性」という。)には、地域の事業者の加入の自由が保障された組合等の一定の団体による地域団体商標の登録を可能とし(7 条の 2 第 1 項)、【登録の効果】団体が有する地域団体商標に係る商標権(以下「地域団体商標権」という。)は、その権利の内容及び範囲は基本的に通常の商標権と同じであるところ(25 条、37 条)、①当該団体の構成員は、構成員であるとの地位に連動してその商標の使用をする権利が認められ(31 条の 2 第 1 項)、②当該団体に加入していなくとも、地域団体商標の出願前から同地域で不正競争の目的でなく当該商標を使用していた事業者は、使用商標が周知になっているか否かを問わず、その商標について継続的に使用をする権利が認められ(32 条の 2 第 1 項、以下「先使用権」という)、③同地域の上記①②に該当しない新規参入事業者は、登録地域団体商標と同一・類似の標章を商標として使用することはできないが、取引上必要な産地等表示として使用する場合には地域団体商標権の効力は及ばないこととして(26 条 1 項 2 号・3 号)、権利者と同一地域内の事業者の利益の衡平を考慮したものとして制度設計されたものである。

本稿は、この間の本制度の解釈・運用を巡って争われた具体的事案における裁判例や特許庁審決例・登録異議決定例(以下「審判決例」という。)について整理・分析を行うものである。なお、審判決例については裁

(*) 日本大学大学院法学研究科非常勤講師(元日本大学法学部教授)

(1) 本稿では、商標法の規定については条文番号のみを示す。

判所ホームページの裁判例検索⁽²⁾、J-PlatPatの審決検索⁽³⁾及びWestlawJapan判例検索⁽⁴⁾により抽出(令和4年11月1日現在)した。

II. 地域団体商標制度の趣旨

(1) 審決取消訴訟で示された趣旨

裁判所が初めて地域団体商標制度の趣旨について示したのは、地域団体商標の登録要件を巡る特許庁審決(拒絶査定不服審判2008-11461 請求不成立)取消訴訟に関する知財高裁平成22年11月15日判決「喜多方ラーメン事件」⁽⁵⁾である。すなわち、

「地域団体商標の制度が設けられたのは、…、地域の産品等についての事業者の信用の維持を図り、地域ブランドの保護による我が国の産業競争力の強化と地域経済の活性化を目的として、いわゆる「地域ブランド」として用いられることが多い地域の名称及び商品ないし役務の名称等からなる文字商標について、登録要件を緩和する趣旨に出たものである。すなわち、…地域の名称と商品ないし役務の名称等からなる文字商標については、従前、3条1項各号に該当するとして、使用による識別力を獲得し、3条2項の要件を満たさない限り登録が認められず、全国的に相当程度知られるようになるまでは他人の便乗使用を排除できず、また図形入りの商標の登録を受けるのみでは他人による文字部分の便乗使用を有効に排除できないという不都合等があったのを、これらの不都合を解消して上記のとりの地域の名称と商品ないし役務の名称等からなる文字商標の登録を許容して、地域の産品等についての事業者の信用の維持等を実現する趣旨のものである。」

と述べている。

ここで示された考え方は、立案担当者の考え方⁽⁶⁾に沿うものであり、いわゆる「産業政策説」と称されるものである。あえてこのように称されることとなったのは、地域団体商標制度の趣旨は、「不正競争防止法2条1項13号(筆者注：現20号に相当)でも規制し得る

産地等の誤認行為を定型的に規制する制度である」とする学説(いわゆる「行為規制定型化説」)が唱えられたこと⁽⁷⁾に対応するためである。

(2) 侵害訴訟で示された趣旨

その後の、地域団体商標権に基づく侵害差止等請求訴訟に関する福岡地裁平成24年12月10日判決「博多織事件」⁽⁸⁾では、商標法26条の適用についての解釈に関して「行為規制定型化説」の理解に沿ったものといえる考え方が示された。

すなわち、「地域内アウトサイダーが自らの商品等の産地及び同商品等の一般名称からなる商標を商品等に付した場合は、例えば地域団体商標権者が使用している特有のロゴ等を用いてなるなどの事情がある場合を除いて、同表示は、自身の商品等の産地や種類を表すための取引上必要な表示として商標法26条1項2号に該当するというべき」として、26条の適用を広く認めるといえるものである。

しかしながら、この「博多織事件」については、福岡高裁平成26年1月29日控訴審判決⁽⁹⁾では、地域団体商標制度の趣旨については行為規制定型化説と産業政策説の見解があると明記した上で、一転して産業政策説が相当であるとした。両説の考え方の違いは、26条1項2号・3号該当性についての結論を異にすることに表れる。その説明については同高裁判決の述べるところが的を射ていよう。すなわち、

「地域団体商標の制度趣旨につき、不正競争防止法二条一項一三号(筆者注：現二十号に相当)でも規制し得る産地等の誤認行為を定型的に規制する制度であると理解する見解がある(行為規制定型化説)。この見解によれば、地域全体の事業者にとってのブランド保護が地域団体商標制度の目的と解することから、当該地域の事業者(地域内アウトサイダー)が用いる限り、当然に商標法26条1項2号に該当すると解することになるとされる。

しかし、地域団体商標の制度趣旨は、…、地域産業の振興の観点から、商標法三条二項が規定する特

(2) https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/search1

(3) <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/a0100>

(4) <https://www.westlawjapan.co>

(5) 本件は、上告受理申立て不受理。評釈として、今村哲也「判例評論635号13頁(判時2130号159頁)」(2012年)、長谷川遼「ジュリスト1443号110頁」(2012年)、竹内耕三「知財管理62巻7号1001頁」(2012年)、鈴木信也「日本大学知財ジャーナル5号61頁」(2012年)、江幡奈歩「別冊ジュリスト248号(商標・意匠・不正競争判例百選[2版])34頁」(2020年)。

(6) 特許庁編「工業所有権法(産業財産権法)逐条解説(22版)」1579頁(発明推進協会2022年)

(7) 田村善之「知財立国下における商標法の改正とその理論的な含意—地域団体商標と小売商標の導入の理論的分析」ジュリスト1326号94頁(2007年)

(8) 評釈として、土肥一史「日本大学知財ジャーナル7号69頁」(2014年)、園貞規「知財管理64巻2号269頁」(2014年)。

(9) 評釈として、今村哲也「判例評論690号12頁(判時2296号158頁)」(2016年)。

別顕著性を獲得する以前の地域ブランドについて、所定の要件の下で特別の商標登録ができるようにしたものとするのが相当であり(産業政策説)、このような理解によれば、前記地域内アウトサイダーが当該地域団体商標を使用する場合にも、当該使用態様が自他商品の出所識別機能を害するものである場合は、商標法二六条一項二号に該当するということができないことになる。地域団体商標制度の導入に際しては、地域団体商標として登録される地域の名称及び商品の名称等からなる商標は、当該地域において当該商品の生産・販売、役務の提供等を行う者が広く使用を欲する商標であり一事業者による独占に適さない等の理由で原則として登録を認めないこととされていたところ、地域団体商標が登録されたことにより、同種の商品を扱う者が商品の産地や原材料名等の取引上必要な表示を全く付せなくなれば、これらの者の営業活動が過度に制約されるおそれがあり、地域団体商標に係る商標権の効力が他の事業者による取引上必要な表示に対して過度に及ばないようにする必要があることから、商標法二六条一項を適用することにして特別規定を設けていない。さらに、実質的にも地域内アウトサイダーの使用とはいえ、先使用権の要件を除き通常の商標権と同一である地域団体商標権を侵害する場合がありますからすれば、後者の理解が相当である]

としており、明快である。

(3)小括

地域団体商標制度は、地域における事業者の一集合体(団体)に商標登録を認める(権利構成による保護)こととなっているので、地域(産地等)としての識別力ではなく、事業者の一集合体(団体)としての識別力に着目しているかのようになっているが、この制度を全体としてみれば、実質上、当該地域ブランドについては、当該地域名が表す地域の事業者のみが使用でき、それ以外の地域の事業者は使用できなくすることにより、一定の秩序を確保し地域産業の振興に資するよう制度設計がなされたものである。

すなわち、冒頭でも述べたように、当該地域ブランドについては、当該地域内の事業者であれば、商標権者である団体の構成員として、又は先使用権者として、さらには産地等を取引上必要な表示として付する者と

いう形で、広く使用が確保されるのに対して、当該地域以外の地域の事業者(本来、当該表示を使用することはできない、あるいは使用する必要のない事業者)は原則として使用できなくとしたものである。

行為規制定型化説を採るならば、周知性を要件としない先使用権(32条の2)などは、そもそも制度として不要となるはずであり、制度全体の整合的な説明に窮することとなる⁽¹⁰⁾。

地域団体商標制度の趣旨について、登録要件に関する知財高裁「喜多方ラーメン事件」判決及び商標権侵害に関する福岡高裁「博多織事件」判決の各高裁判決が述べる産業政策説に基づく考え方は、立法経緯や立法者の意思にも合致するものであり、制度全体の整合性との関係でも妥当と評価できるものである。その後の判決・審決も、すべて産業政策説に基づいており、行為規制定型化説に基づくものは存在しない。

なお、地域団体商標制度の趣旨についての学説としては、上記の考え方の他にも、地域団体商標制度が法制度上の多様な発現形態を有する原産地名・地理的表示保護法制の過渡期的な発現形態であることに由来するものとする見解⁽¹¹⁾や、地域団体商標制度を特定の地域の生産者等の団体の総体が出所として認識され、それが他の地域のそれとの識別力をもつことに起因して正当化できるとする見解(地域としての識別性説)⁽¹²⁾なども出てきており、これらの見解の違いは、地域団体商標関連規定の解釈にも少なからず影響を与えることとなるが、いずれにしても審判決例を概観したところでは、裁判所も特許庁も明確に「産業政策説」の立場をとっており、地域団体商標制度の実務運用上は、「産業政策説」に基づいた解釈を行わなければならないということになる。

Ⅲ. 地域団体商標の登録要件

1. 7条の2「周知性」

7条の2は、地域団体商標の固有の登録要件として、

- ①主体的要件を満たしていること
- ②団体が、その構成員に使用をさせる商標であること
- ③商標が周知性を有すること
- ④商標が地域の名称及び商品・役務の名称等の文字のみからなること
- ⑤商標中の地域の名称が商品・役務と密接な関連性

(10) 小川宗一「地域団体商標制度の趣旨と立法者の意思」日本法学74巻2号377頁(2008年)

(11) 今村哲也「地域団体商標制度と地理的表示の保護」工業所有権法学会年報30号274頁(有斐閣2007年)

(12) 前田健「地域団体商標制度の意義について」同志社大学知的財産法研究会編「知的財産法の挑戦」235頁(弘文堂2013年)

を有すること
を規定しているところ、審判決例で見られるのは、すべて③の周知性要件に係るものである。

以下、この周知性要件に関する審判決例を項目別に概観する。

(1)周知性が登録要件として要求されている理由

前掲知財高裁「喜多方ラーメン事件」判決は、「喜多方ラーメン」(標準文字)からなる本願商標がその指定役務(43類「福島県喜多方市におけるラーメンの提供」)に使用された結果、地域団体商標としての登録要件である周知性の要件が充足されているか否かが争点となったものである。

同判決は、周知性が登録の要件として要求されている理由について、「地域の名称と商品ないし役務の名称等からなる文字商標である地域団体商標の登録をすると、構成員でない第三者による自由な商標(表示、名称)の使用が制限されることになるので、かかる制限をしてまでも保護に値する程度にまで、出願人たる団体の信用が蓄積されている商標であるか否かを峻別するためであり、あるいは構成員でない第三者による便乗使用のおそれが生じ得る程度に、出願人たる団体の信用が蓄積されている商標であるか否かを峻別するためである」としている。

これは、立法者の意思に合致する⁽¹³⁾。

(2)需要者における当該商標と特定の団体・構成員の業務に係る商品・役務との結び付きの認識

前掲知財高裁「喜多方ラーメン事件」判決は、この周知性の要件について、原告による「一定の団体又はその構成員の業務に係るものであることが広く認識されれば足り、当該商標から生産・提供される地域(産地)の識別ができる程度であれば十分であって、特定の者である出願人又はその構成員の業務に係る商品ないし役務に係るものであることまで広く認識されている必要はない」との主張に対して、地域団体商標の立法経緯を踏まえると7条の2の要件は3条2項の要件を緩和したものであるとした上で、「この要件緩和は、識別力の程度(需要者の広がりないし範囲と、質的なものすなわち認知度)についてのものであり、…(7条の2の)登録要件について、需要者(及び取引者)からの当該商標と特定の団体又はその構成員の業務に係

る商品ないし役務との結び付きの認識の要件まで緩和したものではない。」とした。これは産業政策説に基づく考え方であり、行為規制定型化説であれば、このような認識までは必要としないということになるのであろう。

7条の2第1項は、「自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして」需要者の間に広く認識されていることを要件としているのであるから、当該商標と特定の団体・構成員の業務に係る商品・役務との結び付きの認識が必要なのは当然である。判決も「この登録要件は法律の解釈上導かれるものであり、立法経過や立法趣旨にも反するものではない。」と述べている。

(3)周知性要件充足の有無の判断方法

①勘案すべき事実

前掲知財高裁「喜多方ラーメン事件」判決は、周知性要件の充足の有無を判断するに際しては、「実際に使用している商標及び役務、使用開始時期、使用期間、使用地域、当該営業の規模(店舗数、営業地域、売上高等)、広告宣伝の方法及び回数、一般紙、雑誌等の掲載回数並びに他人の使用の有無等の事実を総合的に勘案する」としており、特許庁商標審査基準(以下、「審査基準」という。)の示す考え方⁽¹⁴⁾と軌を一にしている。

本事案は、役務に係るものであるため、これが商品の場合には「当該営業の規模」は、例えば「当該商品の生産又は販売の数量、市場占有率等」ということになるのであろう。

同判決は、周知性要件の充足の有無を判断する考慮事由を例示として掲げているところ、これらを総合勘案して、需要者による当該商標と特定の団体・構成員の業務に係る商品・役務との結び付きの認識の程度を推定することとなる。

拒絶査定不服審判 2010-28413「中山かぼちゃ」(指定商品：31類「那須烏山市中山地区で生産されたかぼちゃ」、出願人：那須南農業協同組合)審決や、後出の拒絶査定不服審判 2018-5923「佐世保バーガー」審決、拒絶査定不服審判 2011-20454「横手やきそば」審決、拒絶査定不服審判 2009-12251「淡路島たまねぎ」審決、拒絶査定不服審判 2008-5960「とやま牛」審決、拒絶査定不服審判 2008-101「十六島紫菜」審決は、周知性要

(13) 特許庁制度改正審議室編「平成17年商標法の一部改正 産業財産権法の解説」16頁(発明協会2005年)

(14) 特許庁編「商標審査基準(15版)」第7-7。

件を具備しないとして拒絶査定がされたものの、審判において上記の判決や審査基準が掲げるような事実について提出された証拠により周知性の獲得を認めて登録すべきとしている。

②周知性の地域的範囲

また、前掲知財高裁「喜多方ラーメン事件」判決は、本件の周知性の地域的範囲について、喜多方市内のラーメン店の組合への加入状況(半数弱)や、組合の構成員でない者が喜多方市外の全国各地で相当長期間にわたって「喜多方ラーメン」の表示を含むラーメン店やラーメン店チェーンを展開・運営している事実を認定し、「福島県及びその隣接県に及ぶ程度の需要者の間において」本願商標が組合又は構成員の業務に係る役務を表示するものとして周知とまでいうことはできないとして、周知性要件の充足を否定した。周知性判断の地域的範囲を一定範囲(本件では、隣接県に及ぶ程度)の需要者の認識としており、登録要件の緩和(全国的な需要者間の認識は不要)という制度趣旨に符合するものである。

ちなみに、この点について、審査基準では、商品・役務の種類、需要者層、取引の実情等の個別事情によらず、比較的広範囲の地域で販売され得る商品(例えば、比較的低価格で日常的に消費される野菜・米・食肉・水産食品・加工食品、全国放送のTVショッピング番組を利用して販売する商品等)にあっては、「隣接都道府県に及ぶ程度」の周知が必要であるが、需要者の地域的な広がりや限定的と考えられる商品(例えば、高額で市場取引される高級魚等のように主たる需要者の範囲が大都市に限定されるような商品、伝統野菜や消費期限が短い生菓子等のような地産地消の商品、当該地域で生産される箆笥・壺等のような工芸品等)の中には、「当該地域が属する一都道府県」における周知でも足りるケースもありうるとされている。⁽¹⁵⁾

なお、拒絶査定不服審判 2007-25090「京生菓子」(指定商品：30類「京都産の生菓子」、出願人：京都府生菓子協同組合)審決は、本願商標の指定商品である「生菓子」は、その商品本来の特質から日持ちせず、他の商品のように流過程に乗せて全国的に販売するというようなことはできないし、手づくりが基本であるため大量に生産することもできないので、その周知性の判断に当たっては、商品の特性も十分考慮されるべきであるとの上記審査基準に沿った請求人の主張に対

して、「確かに、『生菓子』という商品の特質はあるにしても、請求人も行っている全国各地に於ける物産展等のイベントや各都道府県が情報発信や各地域の特産品の販売等を目的として運営するアンテナショップ等において、商品を販売又は宣伝する等の活動を通じて商標を周知にしていくことも可能であるから、この点に関する請求人の主張は採用できない」とし、かつ、隣接都道府県程度に周知であるとの客観的証拠の提出も不十分であるとして、周知性要件の充足を否定している。上記審査基準も一例として示されたものであり、個別事案によっては判断が異なることはありえよう。

いずれにしても、地域団体商標の周知性要件の地域的範囲については、3条2項の適用において必要とされる全国的な周知は求められない。

③他人の使用事実の考慮の程度

前掲知財高裁「喜多方ラーメン事件」判決は、周知性要件の充足の有無の判断にあたって、「他人の使用の有無」の勘案も必要としているところ、本事案の場合は、全国各地に同一の商標を使用するアウトサイダーが多数いるという事実認定の下で周知性が否定されたものである。

もっとも、アウトサイダーが存在するからといって、直ちに周知性要件の充足を否定すべきということにはならないであろう。先使用権(32条の2第1項)は、団体に加入せずに出願前から使用をしているアウトサイダーが存在する場合でも、登録される場合があることを制度設計として想定しているからである。この点は通常の商標の場合の3条2項の適用とは異なるところである。審査基準も、アウトサイダーが存在することによって周知性が否定されるのは、「出願人又はその構成員のみの使用によって出願商標が需要者の間に広く認識されていることが認められない場合」としており、アウトサイダーの存在即周知性要件の充足否定ではないことを前提としている。⁽¹⁶⁾

この「他人の使用事実」の考慮の程度について、審決例を見てみよう。

拒絶査定不服審判 2008-14424「京料理」(指定役務：43類「京都における日本料理を主とする飲食物の提供」、出願人：京都府料理生活衛生同業組合)審決は、上記知財高裁「喜多方ラーメン事件」判決の場合と同様、「京料理」の文字は当該組合・構成員以外の多数の者によって全国各地において「飲食物の提供」について使用

(15) 前掲「審査基準」第7-6。

(16) 前掲「審査基準」第7-8。

されているとして周知性要件の充足を否定している。

その一方で、拒絶査定不服審判 2009-12251「淡路島たまねぎ」（指定商品：31類「淡路島産のたまねぎ」、出願人：全国農業協同組合連合会、淡路玉葱商業協同組合）審決は、当該組合・構成員による使用商品の販売量は、使用商品の総販売量の約98.9%であり、それ以外の者による取扱量はごくわずかなものであるとし、また、拒絶査定不服審判 2018-5923「佐世保バーガー」（指定商品：30類「長崎県佐世保市の市内に本店・営業所・販売店・飲食店又はハンバーガー製造工場を有する法人又は個人であって且つ佐世保市内で1年以上継続してハンバーガーの製造販売又はハンバーガーの提供の営業経験を有する者が代表者である法人又は個人が製造販売するバンズとパティと野菜とソースが入った手作りのハンバーガー」等、出願人：佐世保バーガー事業協同組合）審決は、東京都・愛知県等において、「佐世保バーガー」の文字を使用する当該組合・構成員以外の事業者が散在していることが認められるとしたものの、いずれの事業者も多店舗展開をするなどの大規模事業者といえる者ではなく、これらの者が「佐世保バーガー」の文字を相当程度使用しているものとは認められないとして、それぞれアウトサイダーによる小規模な使用の事実の存在を認めつつも、周知性要件は充足していたとした。

なお、当該団体・構成員以外の者の使用が認められるも、他人の使用とは認められないとした事例もある。拒絶査定不服審判 2011-20454「横手やきそば」（指定商品：30類「秋田県横手市産のやきそばの麺」等、出願人：協同組合全横手やきそば暖簾会）審決は、『株式会社セブン-イレブン・ジャパン』『株式会社ファミリーマート』などの企業が、出願人と『横手やきそば』の商品化に関する契約を締結し、『横手やきそば』を販売していたが、このことは、取引者は「横手やきそば」が出願人の業務に係る商品であることを認識していることを表しているものといえるし、また、出願人は、その商品化に際しては、各企業と協議や試食を繰り返し行うなどして、出願人が承認したもののみが販売されること、長期間販売される商品については定期的に品質管理状況などの確認を行っていること及びこれらの商品には『横手やきそば暖簾会監修』などと出願人名が表示されていることを考慮すれば、前記契約に基づく出願人監修商品の販売をもって、本願商標と出願人との結び付きを阻害する要因とみることは相当で

はない。」とし、また、拒絶査定不服審判 2008-5960「とやま牛」（指定商品：29類「富山県産の牛肉」、出願人：全国農業協同組合連合会）審決は、「精肉店で販売される使用商品には、『とやま牛』及び『とやま肉牛振興協議会』の文字を表示したシールが貼付されており、そのシールは、協議会に代わり出願人・構成員が一頭あたり200枚のシールを添付する方法により管理していることが認められる。さらに、協議会は、『とやま牛』の銘柄化の推進などを目的とする団体であって、ポスターやのぼりの掲示などの富山県産の牛及びその肉の生産振興及び販路拡大活動を出願人・構成員と一体となって行っていることを考慮すれば、これらの協議会の活動を他人の活動とみることにはできないし、むしろ出願人・構成員の行う活動とみるのが自然である。」としており、実態に即して具体的に妥当な判断がなされている。

すなわち、周知性要件充足の有無を判断するにあたっては、先使用権(32条の2第1項)の存在をも考慮しながら、アウトサイダーによる使用が全国各地に見られるような場合には周知性要件の充足は否定されるが、アウトサイダーによる使用が存在していても、少数でその規模も小さい場合には周知性要件の充足は否定されないというのが、審判における運用である。

④本願商標と使用商標の同一性

前掲知財高裁「喜多方ラーメン事件」判決は、周知性要件の充足の有無の判断にあたって、「実際に使用している商標及び役務」の勘案も必要としているところ、審査基準も「出願商標と使用商標が、外観において同一であること(外観において同視できる程度に同一性を損なわないことを含む。)を要する。」としている。⁽¹⁷⁾

前掲拒絶査定不服審判「京生菓子」審決は、「商標法第7条の2第1項の要件を具備するためには、使用商標は、本願商標と同一(『京生菓子』)であることを要し、本願商標と同一でないもの(例えば、『京の生菓子』、『京都生菓子』、『京生菓子祭り』のように構成文字が異なるもの)は含まないと解すべきである。なぜなら、同条項は、地域の名称及び普通名称のみからなる商標等について、本来登録できないものを、商標法第3条第2項よりも登録要件を緩和し、同条項の適用に当たり実務上要求される商標の認識範囲及び程度よりも範囲が狭くまた程度が低い場合であっても、商標登録を認める旨の規定であるが、本願商標と使用商標の同一性について緩和したものではなく、実際に商品に使用

(17) 前掲「審査基準」第7-4。

されていないものまで商標登録を認めるのは妥当でないからである。そして、登録により発生する地域団体商標に係る商標権が通常の商標権と同様に全国的に及ぶ更新可能な独占権であることをも考慮すると、同条項は、厳格に解釈し適用されるべきものである。」と述べた上で、使用商標の中には本願商標とは異なるものも混在しているとして、本願商標の周知性を否定している。また、拒絶査定不服審判2008-101「十六島紫菜」（指定商品：31類「島根県出雲市十六島地区産ののり」）等、出願人：漁業協同組合 JF しまね）審決は、本願商標の「十六島紫菜」以外にも「十六島海苔」「十六島のり」と表記され使用されている場合も散見されるが、基本は「十六島紫菜」（地域の名称＋「のり」の慣用名称）で統一して相当数使用されているとして本願商標と使用商標の同一性を認め、周知性要件を充足しているとしている。いずれも上記審査基準に沿った運用である。

⑤複数の団体による同一商標の使用

同一地域において、複数の団体が同一の商標を使用しており、その商標が特定の一つの団体・構成員の業務に係る商品・役務を表示するものとして周知となっていると認められない場合には、いずれの団体も独自に登録を受けることはできないが、こうした場合であっても、同一の商標を使用している複数団体がまとめて共同出願をし（出願後である場合には共同出願に名義を変更し）、地域団体商標の登録要件を全体として満たすと判断されるときには、これら複数の団体・構成員の業務に係る商品・役務を表示するものとして周知となっているとして、登録が認められる場合もあるというのが立案担当者の考え方である。⁽¹⁸⁾

前掲拒絶査定不服審判「淡路島たまねぎ」審決は、同一の地域ブランドが主として二つの組合（全国農業協同組合連合会、淡路玉葱商業協同組合）によって使用されていた中で、前者の組合のみが出願したところ、周知性要件を充足しない（「淡路島産のたまねぎ」の総出荷量の46%は出願人以外の者の出荷である）として拒絶査定になったところ、その後の名義変更手続きにより、二つの組合の共同出願となったことによって、周知性要件の充足が認められ登録すべきものとされている。

2. 4条1項10号

(1)商標の構成中に「地域の名称＋商品の普通名称等」の文字を含む通常商標が先願として出願され、その後

当該文字のみからなる地域団体商標が後願として出願された場合において、後願の地域団体商標が周知性要件を充足しているということを前提として、先願の通常商標について、後願の地域団体商標を引用して4条1項10号（未登録周知商標の保護の規定）に該当するとした審決が複数存在する。

①拒絶査定不服審判 2007-33973「本場夏結城紬 / 野村半平事件」

・先願：通常商標「本場夏結城紬 / 野村半平」（指定商品：24類「紬織物」、出願日：2005.12.26）

・後願：登録地域団体商標「本場結城紬」（指定商品：24類「茨城県結城市及びその周辺地域並びに栃木県小山市及びその周辺地域産の結城地域由来の伝統の技術で製造された紬織物」、出願日：2006.4.25）

審決は、先願の商標は、「本場結城紬卸商協同組合、茨城県本場結城紬織物協同組合、栃木県本場結城紬織物協同組合」（後願の出願人）又はその構成員の業務に係る「茨城県結城市及びその周辺地域並びに栃木県小山市及びその周辺地域産の結城地域由来の伝統の技術で製造された紬織物」を表示するものとして、その出願時及び査定時に、需要者の間に広く認識されている商標「本場結城紬」と類似する商標であって、その商品又はこれに類似する商品について使用をするものであり、4条1項10号に該当するとした。

②拒絶査定不服審判 2007-1479「明星 沖縄そば事件」

・先願：通常商標「明星 沖縄そば」（指定商品：30類「小麦粉を使用した沖縄伝統のそばのめん等」、出願日：2006.3.28）

・後願：登録地域団体商標「沖縄そば」（指定商品：30類「小麦粉を使用した沖縄県産のそばのめん」、出願日：2006.4.1）

審決は、先願の商標は、「沖縄生麺協同組合」（後願の出願人）の業務に係る「小麦粉を使用した沖縄県産のそばのめん」を表示するものとして、その出願時に、需要者の間に広く認識されている商標「沖縄そば」と類似する商標であって、その商品「小麦粉を使用した沖縄県産のそばのめん」又はこれに類似する商品について使用をするものであり、4条1項10号に該当するとした。

なお、審決の事実認定によれば、先願の出願人は、「明星 沖縄そば」の商標を10数年に亘って使用してきているようなので、拒絶査定確定後も先使用権

(18) 前掲「平成17年商標法の一部改正の解説」17頁

者(32条の2)としてその使用を継続することは可能であろう。

上記①、②のような事案において、特許庁審査便覧も、このような先願の通常商標を、その構成中の地域団体商標に相当する文字部分に識別力がないという理由で登録するとすれば、その後後願の地域団体商標を登録しても、先願の商標権者(後願の地域団体商標の出願人の構成員でない者や構成員であっても団体の定めに従っていない者である場合もありうる)には出願に係る商標について使用権(25条)が認められることとなり、地域団体商標制度の趣旨が没却される懸念があるし、少なくとも地域団体商標が周知性を獲得した一地方においては、当該商標は識別機能を発揮するから、他人が当該商標を含む商標を使用するならば商品の出所の混同を生ずるおそれがあるので4条1項10号を適用すべきであり、また、地域団体商標の7条の2第1項と4条1項10号の周知性要件の範囲がほぼ同一と考えられることを踏まえると、このような取扱いによって、地域団体商標制度の趣旨が没却されるという懸念も解消されることが期待できるとしている。⁽¹⁹⁾

ちなみに、①、②の先願の通常商標の出願は、いずれも地域団体商標制度の施行日(平成18年(2006年)4月1日)前の出願に係るものであるところ、この点については後述する。

(2)複数の団体が「地域の名称+商品の普通名称等」からなる同一・類似の商標を使用しており、その複数の団体の商標がそれぞれに周知となっている場合において、一の団体が単独で出願をした事案について、他の団体が使用する商標を引用して4条1項10号に該当するとした審決がある。

異議2020-900076「鳴門わかめ事件」

・本件登録地域団体商標「鳴門わかめ」(指定商品:29類「徳島県産の塩蔵わかめ」)

権利者:徳島県漁業協同組合連合会

・引用商標「鳴門わかめ」(使用商品:「兵庫県産の塩蔵わかめ」)

異議申立人:兵庫県漁業協同組合連合会、南あわじ漁業協同組合、福良漁業協同組合、湊漁業協同組合、五色町漁業協同組合

本決定は、「鳴門わかめ」は申立人と本件商標権者が

共同して周知にしたものと認定した上で、本件商標は、同一・類似の商標を同一・類似の商品に使用して、それぞれに周知性を獲得している団体が複数あるにもかかわらず、一つの団体が出願して登録されたものであるので、4条1項10号に違反するとして登録を取り消したものである。

本件商標は、本件商標権者と異議申立人の共同出願という形で行われるべきものであったということである。⁽²⁰⁾

なお、現時点で、上記関係団体による共同出願がされている事実はないようである。

ちなみに、前掲拒絶査定不服審判「淡路島たまねぎ」審決の事案は、同一の商標が二つの団体によって使用されていたところ、一の団体のみでは周知性要件(7条の2)を充足しないとされた結果、二つの団体による共同出願とすることが必要とされたものであり、本件とは事案を異にする。

3. 4条1項11号

地域団体商標も4条1項11号(既登録商標と抵触する商標出願を排除する規定)の登録要件が適用される場合、これには次のようなケースが考えられる。⁽²¹⁾

①先願が地域団体商標に相当する文字をその構成中の一部に含む通常の商標登録で、後願が地域団体商標出願の場合

②先願が地域団体商標の商標登録で、後願が当該地域団体商標に相当する文字をその構成中の一部に含む通常の商標出願の場合

③先願も後願も地域団体商標出願の場合

そのうちで、審判決例として見られるのは、次のとおり②と③のケースである。

[先願が地域団体商標の商標登録で、後願が当該地域団体商標に相当する文字をその構成中の一部に含む通常の商標出願の場合]

(1)4条1項11号に該当するとした判決例

知財高裁令和3年3月30日判決「カガミクリスタル/江戸切子事件」

・本願(後願):通常商標「カガミクリスタル/江戸切子」(指定商品:21類「切子模様を備えるクリスタルガラス製品、切子模様を備えるグラス等」)

・引例(先願):登録地域団体商標「江戸切子」(指定商

(19) 特許庁編「商標審査便覧」42.110.01

(20) 前掲「審査便覧」47.101.08

(21) 小川宗一「地域団体商標制度と商標法の基本的理念(二・完)」日本法学72巻4号204～213頁(2007年)

品：21 類「東京地方に由来する製法により東京都江東区・墨田区・葛飾区・江戸川区及びその周辺で生産されたガラス製グラス等」]

本判決は、本願商標は4条1項11号に該当するとした特許庁審決(拒絶査定不服審判2012-422請求不成立)を維持したものである。すなわち、本願商標は、「カガミクリスタル」の文字と「江戸切子」の文字よりなるものであるところ、両者の間には、配置や大きさ等の違いがあり、片仮名と漢字の違いもあることからして、需要者や取引者は、両者を分離して観察し、外観上、大きく注目され、かつ製品としてその名が知られていて観念上も注目される「江戸切子」の文字が、一見して判読しにくい「カガミクリスタル」の文字を凌駕して、取引者、需要者の注意をひく部分として本願商標の「要部」をなすとした上で、この要部を中心に本願商標と引用商標を対比すると、両商標は、外観において共通する部分があり、「エドキリコ」の称呼・「江戸切子」の観念を共通にする類似の商標であり、指定商品の多くが同一・類似しているとして、本願商標は4条1項11号に該当するとした。

立案担当者は、本事案のように、地域団体商標の商標登録(先願)と当該地域団体商標に相当する文字をその構成中の一部に含む通常の商標登録出願(後願)とが競合した場合について、取引者・需要者は、後願の商標の構成中の地域団体商標に相当する文字部分に着目、記憶し取引に当たることが少なくないので、当該後願の商標は先願の地域団体商標と類似し、4条1項11号に該当すると考えられるとしており⁽²²⁾、審査上の取扱いもそのようになっている⁽²³⁾。そのようにしなければ、地域団体商標制度を設けた趣旨が損なわれることとなるので、制度運用上当然の考え方であり、本判決もこの考え方に沿った判断を示している。

ちなみに、本判決では、本願商標の構成中地域団体商標に相当する「江戸切子」の文字部分の本願商標の「要部」としている点が注意を引くところ、この点については後述する。

なお、判決の事実認定によると、出願人は、創業当初より(すなわち、当該地域団体商標の出願前から)「江戸切子」を含むクリスタルガラス製品の製造・販売を行ってきているようなので、そうであれば、拒絶査定確定後も先使用権者(32条の2)としてその使用を継続することは可能であろう。

(2) 4 条 1 項 11 号に該当しないとした審決例

① 拒絶査定不服審判 2014-16317「淡路島の極味玉ねぎ事件」

- ・本願(後願)：通常商標「淡路島の極味玉ねぎ」(指定商品：31 類「淡路島産のたまねぎ」)
 - ・引例(先願)：登録地域団体商標「淡路島たまねぎ」(指定商品：31 類「淡路島産のたまねぎ」)
- (本号に該当しないとする理由：本願商標は、その構成全体をもって一体不可分のものと認識・把握され、「淡路島たまねぎ」の文字部分のみが独立して認識されたり、単に「アワジシマタマネギ」という称呼は生じないので、両商標は非類似である。)

② 異議 2012-900360「宇治の郷茶事件」

- ・本件登録商標(後願)：通常商標「宇治の郷茶」(指定商品：30 類「茶、茶飲料等」他)
 - ・引例(先願)：登録地域団体商標「宇治茶」(指定商品：30 類「京都府・奈良県・滋賀県・三重県の4府県産茶を京都府内業者が京都府内において宇治地域に由来する製法により仕上加工した緑茶」)
- (本号に該当しないとする理由：両商標は、それぞれ構成全体が一体のものとして認識され、外観、称呼、観念のいずれの点においても相紛れるおそれのない非類似の商標である。)

以上の①、②の審決・決定例は、後願商標の構成中に登録地域団体商標と同一の商標がそのまま含まれているわけではないという事情が考慮されたものと解される。

[先願も後願も地域団体商標出願の場合]

(1) 4 条 1 項 11 号に該当しないとした異議決定例

本件商標も引用商標も登録された地域団体商標という関係にある中で、本件商標の4条1項11号該当性を巡る登録異議申立決定例がある。

異議 2020-900076「宇治碾茶事件」

- ・本件商標(後願)：登録地域団体商標「宇治碾茶」(指定商品：30 類「京都府宇治市・城陽市に立地する覆下園(直掛けは除く。)で、本ずまたは寒冷紗による2重被覆が30日以上なされた自然仕立ての一番茶を手摘みし、同地域において専ら碾茶の乾燥のために設計された炉または設備で加工した碾茶のうち、特定非営利活動法人宇治碾茶生産振興会が管理するデータベースに登録された碾茶」)

(22) 前掲「平成17年商標法の一部改正の解説」20頁

(23) 前掲「審査基準」第34.4.(2)(1)、前掲「審査便覧」47.101.06 2.(2)

- ・引例1(先願)：登録地域団体商標「宇治茶」(指定商品：30類「京都府・奈良県・滋賀県・三重県の4府県産茶を京都府内業者が京都府内において宇治地域に由来する製法により仕上加工した緑茶」)
- ・引例2(先願)：登録地域団体商標「宇治抹茶」(指定商品：30類「京都府・奈良県・滋賀県・三重県の4府県産茶を京都府内業者が京都府内において宇治地域に由来する製法により仕上加工した茶を、粉碎・挽臼加工した抹茶」)

本決定は、本件商標と各引用商標とは、それぞれの全体の構成に基づく外観、称呼及び觀念において明らかに区別できるものであるから、両者は相紛れるおそれのないものであるとした。地域団体商標として登録された商標は、使用された結果商標全体の構成が不可分一体のものとして周知性要件を充足しているものであることからすると、適切な判断といえる。⁽²⁴⁾

ちなみに、地域団体商標は「周知性」が登録要件とされているので、周知でない地域団体商標同士の出願が競合した場合においては、いずれも7条の2の規定により拒絶され、また、一方が周知で他方が周知でない場合においては、周知でない方の出願は7条の2の規定により拒絶され、出願の先後に関係なく残る一つの周知の方の出願のみが登録を受け得る。さらに、周知の地域団体商標同士の出願が競合した場合においては、いずれの出願も互いの周知商標の存在を理由に4条1項10号の規定により拒絶されることとなる。したがって、地域団体商標出願も4条1項11号が登録要件の一とされてはいるものの、地域団体商標同士の出願の競合の場合には、大多数のケースにおいて先願か後願かの判断は不要ということになり4条1項11号の規定は適用されることなく処理がなされることとなると解される。

本事案は地域団体商標同士の出願が競合した場合における4条1項11号の適用を巡る事案ではあるが、両商標は、審査においても登録異議の申立てにおいても非類似とされた事案である。

4. 4条1項15号

商標の構成中に他人の地域団体商標と同一の文字を含む通常の商標出願について、審査の段階では、商品・役務が非類似の関係ある等により4条1項10号や11号には該当しないものの、4条1項15号(出所の混同防止の規定)に該当するとされたものも少なくない。

審判決例には、当該地域団体商標との関係において出所の混同の有無が判断された結果、4条1項15号に該当するとしたものと該当しないとするものが存在する。前者は、本願商標はその構成中に周知な地域団体商標と同一の文字が含まれており、その部分が取引者・需要者の注意を引くため、本願商標と当該地域団体商標との類似性が高くなり、両商標の指定商品・役務が非類似のものであっても、その密接な関連性を考慮すると、広義の混同を生じさせるとしたものであり、後者は、本願商標はその構成の一部に周知な地域団体商標と同一の文字を有するものではあるとしても、本願商標と当該地域団体商標はその構成全体からみると別異の商標と認識させるものであったり、又は両商標の指定商品・役務の関連性が薄いことにより、混同を生じさせるおそれはないとしたものである。

両者の審判決例の概略は次のとおりである。

(1) 4条1項15号に該当するとした審判決例

①知財高裁令和3年1月19日判決「庵治石工衆事件」

- ・本願商標「庵治石工衆」(指定役務：40類「石材の加工、墓石・石塔・石碑・石製彫刻の加工、石材の加工及びこれに関する情報の提供、石材に関する情報の提供、墓石・石塔・石碑・石製彫刻に関する情報の提供」)
- ・引用登録地域団体商標「庵治石」(指定商品：19類「香川県高松市庵治町・牟礼町において産出された墓用・石碑用石材・自然石を使用してなる庭石、香川県高松市庵治町・牟礼町において産出された石材を使用し同町で加工された灯ろう・墓石・墓標及び墓碑用銘板・石製彫刻」)

本判決は、本願商標をその指定役務に使用した場合は、引用商標権者又はその構成員との関係で出所の混同を生ずるおそれがあるとした特許庁審決(拒絶査定不服審判2019-6143請求不成立)を維持したものである。

すなわち、本判決は、引用商標は相当程度高い周知性を有していること、本願商標の要部である「庵治石」の文字部分と引用商標との対比では外観・称呼・觀念を同じくするので、両商標の類似性は極めて高いこと、本願商標の指定役務と引用商標の指定商品とは密接な関連性を有するとともに、取引者・需要者も相当程度で共通すること等の事実認定をした上で、「本願商標をその指定役務に使用した場合には、これに接する取

(24) 前掲「審査基準」第34.4.(1)材、前掲「審査便覧」47.101.06 1.

引者、需要者は、出所識別標識としての機能を果たし得る要部である『庵治石』の文字部分に着目して、地域ブランド名として周知である引用商標を連想、想起し、当該役務が引用商標権者又はその構成員との間に緊密な営業上の関係又は同一の表示による商品役務化事業を営むグループに属する関係にある営業主の業務に係る役務であると誤信し、役務の出所につき誤認を生じさせるおそれがあるものというべきである。」とした。

本判決は、出所の混同のおそれがあるとの結論を導くにあたり、引用商標の周知性については地域団体商標として登録を受けていることも理由の一つとしており、両商標の類否判断にあたっては、本願商標の構成中の地域団体商標に相当する部分を「要部」と認定した上で行って（この点については後述する）、地域団体商標制度の趣旨を踏まえたものであることが窺える。

②知財高裁平成 29 年 10 月 24 日判決「豊岡柳事件」⁽²⁵⁾

- ・本件登録商標「豊岡柳／Toyooka」（指定商品：18 類「皮革、かばん類、袋物、携帯用化粧品入れ、かばん金具」）
- ・引用登録地域団体商標「豊岡杞柳細工」（指定商品：18 類「兵庫県豊岡市及び周辺地域で生産された杞柳細工を施したこうり」等）

本判決は、本件商標は引用商標又は地域団体商標権者の業務に係る商品と混同を生ずるおそれがあるとはいえないとした特許庁審決（無効審判 2016-890051 請求不成立）を取り消したものである。すなわち、

「①本件商標は、外観や称呼において引用商標と相違するものの、本件商標からは、豊岡市で生産された柳細工を施した製品という観念も生じ得るものであり、かかる観念は、引用商標の観念と類似すること、②引用商標の表示は、独創性が高いとはいえないものの、引用商標を付した原告商品は、原告の業務を示すものとして周知性を有しており、伝統的工芸品の指定を受け、引用商標が地域団体商標として登録されていること、③本件商標の指定商品は、原告商品と同一又は密接な関連性を有するもので、原告商品と取引者及び需要者が共通することその他被告の本件商標の使用態様及び需要者の注意力等を総合的に考慮すれば、本件商標を指定商品に使用した場合は、これに接した取引者及び需要者に対し、原告の業務に係る「豊岡杞柳細工」の表示を連想させて、当該商品が原告の構成員又は原告との間に緊密な営業上の関係又は同一の表示による商品化事業を営む

グループに属する関係にある営業主の業務に係る商品であると誤信され、商品の出所につき誤認を生じさせるとともに、地域団体商標を取得し通商産業大臣から伝統的工芸品に指定された原告の表示の持つ顧客吸引力へのただ乗り（いわゆるフリーライド）やその希釈化（いわゆるダイリューション）を招くという結果を生じかねない。」

として、本件商標は 4 条 1 項 15 号にいう「混同を生ずるおそれがある商標」に当たるとした。

本件判決は、引用商標が地域団体商標として登録されている事実も考慮した上で、両商標が外観・称呼は相違するにもかかわらず、観念類似であるとし、広義の混同（最高裁平成 12 年 7 月 11 日第三小法廷判決「ルールデュタン事件」）をもって混同を生じさせるおそれがあるとしたものであり、地域団体商標制度の目的に沿って地域団体商標の保護に寄せた判断が示された。

③拒絶査定不服審判 2021-8615「川根茶時間事件」

- ・本願商標「川根茶時間」（指定商品：30 類「茶、コーヒー、菓子、しょうゆ等」）
- ・引用登録地域団体商標「川根茶」（指定商品：30 類「静岡県榛原郡川根町及び川根本町で生産される緑茶」）（混同のおそれがあるとする理由：引用商標は周知性を獲得しており両商標は相当程度高い類似性を有するものであり、両商標の指定商品も同一又は類似及び用途・目的・販売場所・販売経路等において関連性が高く、取引者・需要者層を共通にする。）

④拒絶査定不服審判 2014-24027「加賀野菜ものがたり事件」

- ・本願商標「加賀野菜ものがたり」（指定商品：30 類「金沢市産の野菜を使用した菓子、金沢市産の野菜を使用したパン」）
- ・引用登録地域団体商標「加賀野菜」（指定商品：31 類「金沢市産のさつまいも、れんこん、たけのこ、太きゅうり、スイゼンジナ、だいこん、かぼちゃ」）（混同のおそれがあるとする理由：引用商標は周知性を有しており両商標は類似するものであり、本願商標の指定商品は引用商標の指定商品を使用した加工品を含むものである。）

⑤拒絶査定不服審判 2009-1196「金沢箔菓子事件」

- ・本願商標「金沢箔菓子＋図形」（指定商品：30 類「菓子及びパン」等）
- ・引用登録地域団体商標「金沢箔」（指定商品：14 類「石

(25) 評釈として、中田和博「特許ニュース 14628 号 1 頁」（2018 年）。

川島金沢市産の金又は金合金のはく、石川県金沢市産の銀又は銀合金のはく」等)

(混同のおそれがあるとする理由：本願商標はその構成中に周知の引用商標を含み、両商標の指定商品は原材料(金箔)において極めて密接な関連性を有するものである。)

⑥拒絶査定不服審判 2007-25509「ひない地鶏の卵事件」

・本願商標「ひない地鶏の卵+図形」(指定商品：30類「秋田県比内地域で飼育された地鶏の卵を使用した菓子及びパン」)

・引用登録地域団体商標「比内地鶏」(指定商品：29類「秋田県比内地域で生産した食用鶏肉」)

(混同のおそれがあるとする理由：本願商標はその構成中に周知の引用商標を含み、両商標の指定商品はいずれも秋田県比内地域で生産された地鶏より産することを共通にし、需要者の範囲も共通にする。)

以上の①～⑥までの審判決例はいずれも、引用の地域団体商標は周知性を獲得したことにより商標登録されたものであり、その周知性により、商標又は商品(役務)の同一・類似の範囲を超えて出所の混同を生ずる場合があることを示すものである。⁽²⁶⁾

(2) 4条1項15号に該当しないとされた審判決例

①拒絶査定不服審判 2014-12553「博多織巻事件」

・本願商標「博多織巻」(指定商品：30類「菓子」)

・引用登録地域団体商標「博多織」(指定商品：24類「福岡県博多地域に由来する製法により福岡県福岡市等・佐賀県唐津市等・大分県豊後高田市等で生産された絹織物」)

(混同のおそれがないとする理由：両商標の指定商品は、その業界が明確に異なり、販売場所も相違する等互いの商品の関連性が乏しく、取引者・需要者の共通性も低い。)

②拒絶査定不服審判 2014-9846「季楽菓/広島れもん舎事件」

・本願商標「^{とくらつか}季楽菓/^{ひろしま}広島れもん^{しゃ}舎」(指定商品：30類「広島県産のレモンを加味した菓子等」)

・引用登録地域団体商標「広島レモン」(指定商品：31類「広島県産のレモン」)

(混同のおそれがないとする理由：両商標は、その外観、称呼、觀念のいずれにおいても相紛れるおそれのない別異の商標である。)

③拒絶査定不服審判 2011-16710「宇治茶房事件」

・本願商標「宇治茶房」(指定商品：30類「茶、菓子及びパン」)

・引用登録地域団体商標「宇治茶」(指定商品：30類「京都府・奈良県・滋賀県・三重県の4府県産茶を京都府内業者が京都府内において宇治地域に由来する製法により仕上加工した緑茶」)

(混同のおそれがないとする理由：両商標は、その外観、称呼、觀念のいずれにおいても相紛れるおそれのない別異の商標である。)

④拒絶査定不服審判 2010-6666「博多人形キューピー事件」

・本願商標「博多人形キューピー」(指定商品：14類「身飾品、貴金属製置物、時計等」)

・引用登録地域団体商標「博多人形」(指定商品：28類「福岡県福岡市及びその周辺地域で生産される人形」)

(混同のおそれがないとする理由：両商標の指定商品は、その業界が明確に異なり、製造工程や販売場所が異なる等、互いの関連性が薄い。)

⑤無効審判 2015-890075「ぎゅっと宇治抹茶事件」

・本件登録商標「ぎゅっと宇治抹茶」(指定商品：30類「京都府宇治市産の抹茶を使用した菓子」)

・引用登録地域団体商標「宇治茶」(指定商品：30類「京都府・奈良県・滋賀県・三重県の4府県産茶を京都府内業者が京都府内において宇治地域に由来する製法により仕上加工した緑茶」)

(混同のおそれがないとする理由：両商標は、その外観、称呼、觀念のいずれの点についても相紛れるおそれのない非類似の商標である。)

以上の①～⑤の審判決例は、互いの商品の関連性が薄い、又はその構成上相紛れるおそれのない非類似の商標であるということ、出所の混同を生ずるおそれがないとされたものである。個別の案件において、それぞれ具体的な事情を総合考慮された判断ということであろう。

5. 4条1項16号

4条1項16号は、願書に記載された商標において表示する商品・役務と指定商品・役務とが一致せず、不実の関係にある商標は登録しないとする趣旨の規定であるところ、地域団体商標について、改めてこの考え方について判断を示した登録異議申立決定例がある。

(26) 前掲「審査便覧」47.101.09

①前掲異議「宇治碾茶事件」

・本件登録地域団体商標「宇治碾茶」（指定商品：30類「京都府宇治市・城陽市に立地する覆下園（直掛けは除く。）で、本ずまたは寒冷紗による2重被覆が30日以上なされた自然仕立ての一番茶を手摘みし、同地域において専ら碾茶の乾燥のために設計された炉または設備で加工した碾茶のうち、特定非営利活動法人宇治碾茶生産振興会が管理するデータベースに登録された碾茶」

異議申立人は、本件商標に係る指定商品は、公益社団法人日本茶業中央会が定める「碾茶」の定義と比較すると差異があることから、本件商標は4条1項16号に該当すると主張するところ、本異議決定は、本件商標は「宇治碾茶」の構成文字に相応して、これに接する取引者・需要者は、その使用される商品は「宇治市産の碾茶」であると認識・理解するところ、一方、本件商標の指定商品は上記記載のとおりであり、様々な条件によって限定されてはいるものの、要は「宇治市産の碾茶」であり、本件商標が需要者等に理解される「宇治市産の碾茶」であることに変わりはないというべきであるから、本件商標が取引者等に理解される品質と本件商標の指定商品が有する品質とが異なるということとはできなとし、本件商標は、その指定商品に使用しても、商品の品質の誤認を生ずるおそれがある商標とはいえないとした。なお、宇治地域には宇治市の他に城陽市も含まれるので、この異議決定でいう「宇治市産の碾茶」は正確にはすべて「宇治地域産の碾茶」というべきであろう。

②異議 2009-900024「びんご畳表事件」

・本件登録地域団体商標「びんご畳表」（指定商品：27類「広島県福山市及び尾道市で生産又は加工された畳表」

異議申立人は、本件商標に係る指定商品は、委託生産によって熊本県内で生産されたいぐさ原料で熊本県内で製織された畳表について、裁断のみを広島県内で行っている畳表についても加工として捉え、「びんご畳表」の商標が貼付されるものであるが、あたかも広島県内で生産・加工された畳表であると消費者に誤解を与えるおそれがあるので、本件商標は4条1項16号に該当すると主張したのに対して、本決定は、地域団体商標は「地域の名称と密接な関連性を有する商品」

以外の商品について使用される場合には、商品の品質の誤認を生じさせるおそれがあるものとされるが⁽²⁷⁾、商品「畳表」の取引者・需要者は、本件商標の「びんご」の文字部分が商品の産地のみならず、それと準ずる程度の商品との密接関連性を有するもの、すなわち商品の加工地を示すものとして理解・認識していると認められるところ、本件商標の指定商品は「広島県福山市及び尾道市で生産又は加工された畳表」であり、「地域の名称と密接な関連性を有する商品」の表示と認められるので、商品の品質の誤認を生ずるおそれはないとした。なお、「びんご」（備後）は福山市及び尾道市も含んだ旧国名であるので、指定商品の限定は適切である。⁽²⁸⁾

通常商標についての裁判例でも「（4条1項16号でいう）商品の品質の誤認を生ずるおそれがある商標とは、指定商品に係る取引の実情の下で、取引者又は需要者において、当該商標が表示していると通常理解される品質と指定商品が有する品質とが異なるため、商標を付した商品の品質の誤認を生じさせるおそれがある商標を指すものという」としており⁽²⁹⁾、上記2件の異議決定は、この裁判例が示した考え方に沿うものである。

6. 地域団体商標権者自身による新たな商標出願

登録地域団体商標を有している権利者自身が、さらに当該地域団体商標との関係で新たな団体商標出願や通常出願を行った事案がある。

(1)地域団体商標権者が自己の登録地域団体商標を欧文字表記した商標について団体商標の出願をした例 知財高裁令和3年3月30日判決「Ujicha 事件」

・本願：団体商標「Ujicha」（指定商品：30類「京都府・奈良県・滋賀県・三重県の4府県産茶を京都府内業者が京都府内において宇治地域に由来する製法により仕上加工した緑茶等」）

本判決は、本願団体商標は3条1項3号に該当するとした特許庁審決（拒絶査定不服審判2019-9420⁽³⁰⁾）請求不成立を維持したものである。

出願人は、地域団体商標「宇治茶」（指定商品：30類「京都府・奈良県・滋賀県・三重県の4府県産茶を京都府内業者が京都府内において宇治地域に由来する製法により仕上加工した緑茶」）の商標権者であるところ

(27) 前掲「審査基準」第34条4。

(28) 前掲「審査基準」第7条1、前掲「審査便覧」47.101.07

(29) 知財高裁平成20年11月27日判決「キシリトール事件」（裁判所ウェブサイト）

(30) 拒絶査定不服審判2019-9421「Uji Matcha 事件」審決も同旨。

る、本願団体商標「Ujicha」に識別力があることを主張するにあたって、まずは、「宇治茶」は地域団体商標登録されていることにより、出所識別機能を有すると主張したところ、判決は、7条の2は、地域名と商品名からなる商標は自他識別力を有しないため、原則として3条1項3号又は6号に該当すると解されることから、一定の要件を備えた場合に、「3条の規定(同条1項1号又は2号に係る場合を除く。)にかかわらず」地域団体商標の商標登録を受けることができるとしているものであり、地域団体商標の登録を受けたからといって、当然に3条1項3号に該当しない(出所識別機能を有する)ことになるわけではないとし、さらに出願人は、本願商標が3条1項3号に該当するとすれば、26条1項2号により、本件地域団体商標に係る商標権の効力(37条1号に規定する排他権)は、「Ujicha」の商標に及ばないこととなり、地域団体商標制度を設けた趣旨が没却されると主張したところ、判決は、地域団体商標の登録を受けたからといって、当然に当該商標が3条1項3号に該当しないことになるわけではないことは前記のとおりであるし、本件地域団体商標に係る効力がそれとは異なる「Ujicha」の商標に及ばないからといって、地域団体商標制度を設けた趣旨が没却されるとは到底いえないとした。

また、出願人は、地域団体商標として登録されるには、「その商標が使用をされた結果自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている」(7条の2第1項)ことを要するから、その要件を充足する商標は、当然に、3条2項の「需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができる」との要件を充足することになると主張したところ、判決は、地域団体商標制度が、3条2項よりも緩和された要件で地域の名称及び商品・役務の名称からなる商標の登録を認めるもので、例えば、要求される周知性の程度が、同項に基づき登録を受ける場合に求められるより緩やかで足りる(全国的な周知性までは求められない。)と解されることに照らせば、そのような主張は採用できないとした。

判決は、本願団体商標は3条1項3号に該当し、3条2項の要件を具備しないとされた。判決の示した考え方は、地域団体商標制度の趣旨(登録要件の緩和)及び7条の2及び26条1項2号の規定より当然の解釈である。

(2)地域団体商標権者が自己の登録地域団体商標を一部に有する通常商標の出願をした例

上述したように、商標の構成中に他人の登録地域団体商標の文字を包含する通常商標の出願は4条1項11号に該当することとなるが、地域団体商標権者自身が自己の地域団体商標を一部に有する通常商標の出願をした場合には4条1項11号には該当しないこととなる。

そのような内容の事案を巡る審決例がある。

拒絶査定不服審判 2007-14320「匠 / 有松鳴海絞事件」

・本願：通常商標「匠 / 有松鳴海絞」(指定商品：24類「絞り染織物等」他)

(出願人は、地域団体商標「有松鳴海絞」(指定商品：24類「愛知県の有松・鳴海地域に由来する製法により愛知県で生産された絞り染織物」等)の商標権者である。)

・引例：通常商標「匠 / TAKUMI」等の複数の登録商標(指定商品：24類「織物等」他)

(4条1項11号に該当しないとする理由：本願商標は、藍色で構成全体が一体感をもった態様で表されており、その構成中「匠」の文字は、その指定商品・役務との関係においては、「絞り染めの職人による商品又は役務」程の意味合いを認識させるものであって自他商品・役務識別標識としての機能がないか、極めて弱いものである。また、本願商標の構成中、「有松鳴海絞」の文字部分は、出願人を権利者とする登録地域団体商標として周知と認められるものである。そうすると、本願商標は、これに接する需要者・取引者をして、「有松鳴海絞」の文字部分、又はその構成全体をもって取引に資するものであって、「匠」の文字のみから生じる称呼をもって取引に資するものとはいえないので、本願商標から「タクミ」の称呼をも生ずるとし、その上で、本願商標と「タクミ」の称呼を生ずる引用各商標とが称呼上類似ということとはできない。)

なお、審決によると、本願商標は、「匠」の文字部分はその指定商品等との関係では識別力がないとされているところ、「有松鳴海絞」の文字部分は通常の商標出願であれば、3条2項の適用を受けない限り識別力なしとして、何人も商標登録を受けることができないものであることを考慮すると、その構成全体としても、識別力が全くないとまでは言えない(だから登録になったのであろう)が、識別力は強くないということになる。

ところで、地域団体商標をその構成中に含む本願商

標が、本審決によって通常商標として登録になったわけであるが、この通常商標に係る商標権の効力、とりわけ「有松鳴海絞」の地域団体商標に相当する文字部分のみで排他的効力はあるのだろうか。地域団体商標としてではなく通常商標としての商標権なのであるから否定すべきであろう。

IV. 地域団体商標権の侵害

1. 商標の類否判断

前掲福岡高裁平成 26 年 1 月 29 日判決「博多織事件」

・控訴人(商標権者)：本件商標(登録地域団体商標)「博多織」(指定商品：25 類「福岡県博多地域に由来する製法により福岡県福岡市・久留米市…で生産された絹織物製の和服」等)

・被控訴人(第三者)：使用標章「博多帯」(使用商品：博多織製法により製造された帯製品)

本判決は、本件商標と使用標章の類否について、「商標と標章の類否は、対比される標章が同一又は類似の商品・役務に使用された場合、商品・役務の出所につき誤認混同を生ずるおそれがあるか否かによって決すべきであるが、それには、そのような商品・役務に使用された標章がその外観、称呼、観念等によって取引者又は需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察するべく、しかもその商品・役務の取引の実情を明らかにし得る限り、その具体的な取引状況に基づいて判断すべきものである。そして、商標と標章の外観、称呼又は観念の類似は、その商標を使用した商品・役務につき出所の誤認混同のおそれを推測させる一応の基準にすぎず、したがって、これら三点のうち類似する点があるとしても、他の点において著しく相違することその他取引の実情等によって、何ら商品・役務の出所の誤認混同をきたすおそれの認め難いものについては、これを類似の標章と解することはできないというべきである」として、通常商標の類否に関する最高裁の判断枠組み(最高裁昭和 43 年 2 月 27 日判決「氷山事件」、及び最高裁平成 9 年 3 月 11 日判決「小僧寿し事件」)を引用しつつ、少なくとも外観と称呼が類似せず、その取引の実情を考慮しても、両者は需要者・取引者において区別することができ類似しないものというべきであるとした。

なお、被控訴人による、本件商標は地域団体商標と

して登録されたものの識別力はなく、被控訴人使用標章は普通名称であって識別標識ではないから、両者を通常商標の類否判断手法で対比することは無意味であるとの主張に対しては、本判決は、「地域団体商標権も商標権の一種であり、商標権と同じくその侵害に対しては損害賠償請求も差止請求も認められる点で効力が同じであり、その商標の類否も…同様の手法で判断すべきである」としている。

地域団体商標の類否判断にあつては、登録された「地域団体商標」は、使用された結果一地域ではあるものの、商標全体の構成が不可分一体のものとして周知になっていることから、その全体の構成を不可分一体のものとして扱うこと、商標の構成の一部に「地域団体商標」に相当する文字部分を含む場合には、それ自体で取引者・需要者の注意を引くので、当該文字部分も実質的にいわゆる要部的な扱いをすることとなることを考慮しつつ、通常商標の類否判断手法と同様に行うということである。

2. 地域団体商標権の効力と 26 条の適用関係

前掲福岡高裁判決「博多織事件」

本判決は、前記したとおり、地域団体商標制度の趣旨(産業政策説)に基づいて、地域内アウトサイダーが当該地域団体商標を使用する場合にも、当該使用態様が自他商品の出所識別機能を害するものである場合は、26 条 1 項 2 号に該当するという事はできないとした。

その上で、被控訴人が使用している標章①及び②について、次のように判断した。

標章①については、帯に標章が付される一般的な場所に証紙が付され、その証紙において毛筆体で証紙のおおむね中心に「博多帯」と書かれ、その直下には「博多織物協同組合」と被控訴人の名称が刻印と共に付されており、これを見た需要者は、これらが一体として被控訴人である組合に属する業者が製造したものであるという自他商品識別機能を発揮しているので、「普通に用いられる方法」ということができないが、標章②については、「博多帯」の文字を、「ひと目ぼれした博多帯は、オールマイティに活用できる私の強い味方!」「博多帯は、合わせやすく、とても重宝しています」等のように、短文の一部に用いたもので自他商品識別機能を害する態様で使用されているものではないので、商標としての使用に該当せず、かつ 26 条

1項2号にいう「普通に用いられる方法」により使用するものというべきとした。⁽³¹⁾

これは、「地域団体商標と同一又は類似の商標の使用に関する26条1項2号又は3号の適用については、自他商品(役務)の識別機能を発揮する態様で使用されているか否かにより個別具体的に判断すべきであると考えられる。したがって、取引者・需要者の認識を基準として、自他商品(役務)識別機能を発揮するような態様で商標が使用されていれば、第26条第1項第2号及び第3号の規定の適用はなく、地域団体商標に係る商標権の効力は及ぶものと考えられる」⁽³²⁾とする立法者の意思に合致するものである。

地域内アウトサイダーの保護は、加入自由の担保(7条の2第1項)、先使用权(32条の2第1項)などで手当てされていることを前提として、26条1項2号・3号の適用は通常の商標の場合と変わらないのである。

3. 先使用权が認められる使用地域の範囲

横浜地裁小田原支部平成29年11月24日判決「小田原蒲鉾事件」⁽³³⁾

本判決は、地域団体商標権に基づく侵害差止等請求訴訟に関するものであり、「小田原蒲鉾」及び「小田原かまぼこ」の地域団体商標権(指定商品は、いずれも29類「小田原産のかまぼこ」)を有する原告が、これらの商標と類似の標章を付したかまぼこを製造販売している被告に対して侵害行為の差止等を求めた事案において、被告に先使用权(32条の2第1項)が認められるか(被告は先使用ではあるものの、小田原市ではなく南足柄市に本店・製造工場を有していることから原産地誤認表示をする目的、ひいては「不正競争の目的」があるということになるのか)が争点となったものである。

地域団体商標は、通常の商標についての3条2項よりも周知性の地理的範囲及び程度が低くても登録になる一方で、本来的にその地域の事業者自由に使用させるべきものであるとして、先使用权について周知性を要件としていないが、不正競争の目的がある場合には認められないこととされている(32条の2第1項)。

同判決は、地域団体商標制度の導入の趣旨について、「地域の自然、歴史、風土、文化、社会に起因した特

色を有する商品の生産や役務の提供を行う取組み(地域ブランド化)において、商品又は役務にその地域の名称と商品又は役務の名称等からなる商標を付することで、その商品又は役務の品質、原材料、製法等の特性がその地域に起因するものであるとの情報を端的に需要者に示すことにより、他の地域の商品や役務との差別化を図ってその付加価値を高めることで地域産業の活性化を図るために導入されたものである。そして、その地域ブランドの信用に便乗しようとする他者が地域外の商品又は役務に同じブランド名を使用することによって、地域ブランドの信用が毀損されることを防ぐ必要があることから、地域名称と商品又は役務の名称等からなる商標の登録要件が緩和されている。」として産業政策説に立った上で⁽³⁴⁾、同制度の導入の趣旨との関係で、「地域団体商標の指定商品又は指定役務と同一又は類似の商品又は役務に当該地域の名称を付した先使用者の不正競争の目的の有無を検討する前提として、当該指定商品又は指定役務と同一又は類似の商品又は役務に当該地域の名称を付することのできる地域の範囲を判断する際には、先使用者の商品又は役務が、当該地域と同様の自然、歴史、文化、社会のつながりを有しているかを考慮すべきであり、これらのつながりは必ずしも行政区分に限定されるものではないと解すべきである。」との一般論を述べている。

その上で、本件については、歴史的経緯等により小田原市の相模湾沿岸の地域以外のより広い地域がかまぼこの製造地として関連性を有するに至っているため、本件商標の指定商品である「小田原産のかまぼこ」にいう「小田原」とは、小田原市の相模湾沿岸の地域のみならず、ここを中心として自然、歴史、文化、社会等のつながりを有している地域、すなわち小田原市の周辺の地域も含まれると認められ、さらには、南足柄市は小田原市とは地理的に近接していること、小田原市周辺の地方自治体の中には「小田原」の名称を付した業者名や店舗名が複数存在すること、南足柄市は江戸時代に小田原藩の支配領域にあったこと等の事実も考慮すると、需要者にとっても「小田原」という地名が指す範囲は小田原市に限定されるわけではなく、被告に不正競争の目的はないとして、本件商標の先使用权を認めている。

(31) 標章②については、判決は「商標としての使用にも該当しない」としているところ、現在は、26条1項6号が新設されているので(平成26年一部改正、平成27年4月1日施行)、今後の同様の事案については、26条1項2号だけでなく26条1項6号の適用もありえよう。

(32) 前掲「平成17年商標法の一部改正の解説」21～22頁

(33) 本件は、知財高裁控訴後和解。

(34) 登録要件を緩和する趣旨を述べており、本判決も産業政策説に立つものである。そもそも先使用权(32条の2)の存在は、産業政策説が前提となる。

本件の場合、指定商品が「小田原市産のかまぼこ」となっていればともかく、「小田原産のかまぼこ」ということなので、地域団体商標の構成要素である「地域の名称」の意味合いを、行政区画に限定されることなく、自然、歴史、文化、社会等のつながりを考慮し、実態に即した判断をした本判決の判断は、地域団体商標制度の立法経緯や趣旨からみて妥当である。なお、審査基準も、「『地域の名称』には、現在の行政区画単位の地名ばかりでなく、旧地名、旧国名、河川名、山岳名、海域名等の地理的名称も含まれるものとする。」として、柔軟に判断を行う姿勢を示しているところである⁽³⁵⁾。

V. 全体を通して

1. 先使用权

地域団体商標を巡る審判決例を概観すると、地域団体商標の意義(趣旨)、登録の要件、及び登録の効果等、制度全般を解釈する上において、「先使用权(32条の2)」の制度が大きな影響を与えるキーということになりそうである。地域団体商標の場合の先使用权は、通常の商標の場合の先使用权(32条)と異なり、周知性が要件とされないという点で特徴的である。

まず、地域団体商標制度の意義(趣旨)を考えるにあたっては、そもそもこのような先使用权(32条の2)の存在を意味なきものとする行為規制定型化説は、本制度の建て付け上採りえないことは明らかである。地域団体商標を巡る争点を検討するにあたっては、この先使用权を意義あるものとして位置付ける産業政策説に基づくべきということになる。実際に、前掲横浜地裁小田原支部判決「小田原蒲鉾事件」も、産業政策説に立った上でこの先使用权を認めている。

また、登録要件である周知性要件(7条の2)の充足の有無を検討するにあっても、地域団体商標の制度設計としてこのような先使用权が設けられていることを考慮すると、同一の商標を使用しているアウトサイダーが少し存在するからといって直ちに周知性要件の充足を否定すべきということにはならないということになる(前掲拒絶査定不服審判「淡路島たまねぎ事件」審決、同「佐世保バーガー事件」審決参照)。この点は、通常の商標の場合における3条2項の適用とは異なるところである。

さらに、登録の効果との関連では、地域内アウトサ

イダーの保護が挙げられる。すなわち、地域団体商標権者である組合等に加入していなくても、同地域で当該地域団体商標の出願前から不正競争の目的でなく当該商標を使用していた事業者については、この先使用权により、その商標の使用の程度を問わず、引き続きその商標を使用することができるのである。例えば、他者の地域団体商標をその構成の一部に含む商標についての通常の商標出願が、その地域団体商標の登録の存在を理由に拒絶されて(4条1項10号、11号、15号等)、登録は得られない場合であっても、不正競争の目的でなく当該地域団体商標の出願前より使用をしているようなときには、周知性がなくとも引き続きこの先使用权により当該商標を使用することが可能となる(前掲拒絶査定不服審判「明星 沖縄そば事件」審決、前掲知財高裁「カガミクリスタル/江戸切子事件」判決参照)。これらも、通常の商標の場合とは異なる点である。

2. 要部観察に基づく類否判断

地域団体商標の制度設計の中で、立案担当者が苦心して考え方を整理したと思われるものの一つが、「地域団体商標とこれに相当する文字をその構成の一部に含む通常商標との先後願の取扱い」である。

これについては、立案担当者は、次のような考え方を示していた。⁽³⁶⁾

「地域団体商標の商標登録出願より先に出願された文字部分が同一又は類似の図形入りの登録商標が存在する場合であっても、原則として、かかる先願の登録商標の図形部分が商標の要部となるため、地域団体商標とは類似せず、後願の地域団体商標の商標登録出願は拒絶されないと考えられる。ただし、先願に係る登録商標が文字部分だけで周知となっている場合には、後願の地域団体商標と類似するとして、地域団体商標の商標登録出願が拒絶される可能性があると考えられる。

一方、地域団体商標の商標登録出願より後に出願された文字部分が同一又は類似の商標については、地域団体商標が需要者の間で周知となっているとして登録された商標であることから、取引者・需要者は、後願の商標の文字部分に着目、記憶し取引に当たることが少なくないものと考えられる。そのため、原則として、後願についても文字部分から称呼や観念を生じ、かつ

(35) 前掲「審査基準」第7二1。

(36) 前掲「平成17年商標法の一部改正の解説」20頁

それらが地域団体商標の称呼や観念と同一であるか又は類似していることから、当該後願の商標は地域団体商標と類似し、第4条第1項第11号に該当するものとして登録が認められないこととなると考えられる。」

このような考え方は、地域団体商標制度を設けた趣旨からすれば、当然のことと解される。

ところで、上記立案担当者の考え方のうち、審判決例として見られるのは、後段の部分に関する事案である。この後段の部分において、立案担当者は、「地域団体商標に相当する文字をその構成の一部に含む通常商標」にあって、地域団体商標に相当する文字部分を「取引者・需要者が、当該文字部分に着目、記憶し取引に当たることが少なくない」としており、当該部分を実質的に要部であるとの認定を前提にしているものの、これについては敢えて「要部」という用語の使用を避けている。

ちなみに、「要部」とは、一般的に、商標の構成中、独立して取引者・需要者の注意を引き自他商品・役務識別標識としての機能を果たす部分という意味と解されており、実務上も「要部」を認定し抽出した上で、その要部の有する外観・称呼・観念に基づいて類否判断を行う要部観察も全体観察に並行して行うという手法が、これまで裁判所や特許庁(審査・審判)でも広く採用されてきている。

上記立案担当者の解説書において「要部」の用語の使用を避けたのは、次のような理由によるものと推測される。

「地域の名称+商品の普通名称等」からなる地域団体商標は、3条1項3号～6号までの規定によっては拒絶をしないとされているだけで、仮に登録された場合でも、商標法でいう識別力を備えているわけではない。ちなみに、前掲知財高裁判決「Ujicha 事件」も同趣旨のことを述べている。地域団体商標は、一地域での周知性、すなわち一地域での識別力しかなく、当該一地域以外の多くの地域では識別力はないのである。一地域での識別力しかなく、全国的な識別力がないものは、商標法上は識別力はないとするのが建前である。

このような事情を熟慮した上で、立案担当者の解説書では、通常の商標でいう識別力を有することを前提とする「要部」の用語の使用を敢えて避けたものと解される。

この点の考え方については、裁判所の判断が待たれていたところ、結論においては上記立案担当者が示し

た内容に沿った判断が示されているところ、4条1項11号に関する前掲知財高裁判決(「カガミクリスタル/江戸切子事件」)では、地域団体商標に相当する部分である「江戸切子」の文字部分は、取引者・需要者の注意をひく部分として本願商標の「要部」をなすとし、「江戸切子」の文字自体に自他識別機能があるとまで述べている。また、4条1項15号に関する前掲知財高裁判決(「庵治石工衆事件」)でも、地域団体商標に相当する部分である「庵治石」の文字部分を出所識別標識としての機能を果たし得る「要部」であると述べている。

これらの知財高裁判決は、「地域団体商標に相当する部分」を識別機能、すなわち識別力を有する「要部」としており、通常商標の「要部」とは異なる解釈を採っているようである。地域団体商標に相当する文字部分をその構成の一部に含む商標にあっては、当該文字部分を「取引者・需要者の注意を引く部分」とした上で、一地域での周知性すなわち一地域での識別力をもって、「要部」とする考え方を示したものと見える。

かつて、筆者は、要部の解釈を「そのみで、通常商標又は地域団体商標として商標登録になりうる部分」と広く解釈し、地域団体商標として登録になりうる文字部分のみからなるものも要部と考えるのも整理の一案とする考え方を述べたこともあるが⁽³⁷⁾、いずれにしても、地域団体商標は、一地域の周知性・識別力しかないが、登録になれば、その商標権としての効力は全国に及ぶという地域団体商標制度のスキームを考慮したものと思われる。

3. 施行前の駆け込み的通常出願

地域団体商標制度は平成18年(2006年)4月1日に施行されたところ、それ以前であれば、識別力なしとされる「地域の名称+商品の普通名称等」の文字を商標の構成中的一部分に含んでいても、その構成全体として識別力があると認められる商標は登録になり得たし、実際に登録になっている例も少なくない。

しかしながら、施行日以後は、地域団体商標制度を設けた趣旨が没却することのないようにしつつ、商標制度全体の整合性を維持するための審査上の取扱い(4条1項10号、11号、15号等についての審査基準、審査便覧)が特許庁審査当局により整備され、上記のような商標も当該地域団体商標との関係では登録できないような審査処理がされることとなった。これらの審査上の取扱いは、上述のとおり、多くの審判決例でも

(37) 前掲小川「地域団体商標制度と商標法の基本的理念(二・完)」209頁

是認されている。

ところで、審査上の取扱いには、「地域団体商標は『地域の名称+商品の普通名称等』の文字によって構成されるところ、構成中に当該文字(以下、『地域団体商標に相当する文字』という。)を有する通常商標の出願については、地域団体商標に相当する文字が他人の業務に係る商品又は役務を表示するものとして、少なくとも一地方で需要者の間に広く認識されているときは、当該文字に係る商標を引用して、商標法第4条第1項第10号を適用することとする。なお、同号の適用は、通常商標の指定商品又は指定役務と引用する商標に係る商品又は役務が類似する場合に限られるが、商品又は役務が非類似の関係にある場合には、第4条第1項第15号の適用を考慮するものとする。」とするものがあるが⁽³⁸⁾、当該出願が施行日前(とりわけ施行日に比較的近接した日)である場合についても、これを適用するののかということについては必ずしも明らかではなかったが(取扱いを作成した担当者は、当然にそれも含められるとしていたのかもしれないが)、上記取扱いに沿って処理をした審査の判断を審判でも維持していることが確認できた。(前掲拒絶査定不服審判「本場夏結城紬/野村半平事件」審決、同「明星 沖縄そば事件」審決参照)

このような施行前の通常出願について4条1項10号・15号を適用することとしている姿勢は、地域団体商標制度施行前のいわば駆け込みの出願は認めないとするものでもあり、地域団体商標制度設立の趣旨を全うするために適当なものと解される。

VI. おわりに

地域団体商標制度を巡る審判決例を概観すると、本制度はこれまでのところ、概ね立案者の意思、かつこれに基づいて作成された審査基準・審査便覧に沿った解釈・運用がなされていることが確認できた。

本制度は、業界内でも大きな混乱もなく運用がされてきており、所期の目的は果たし得ているように思われる。

さりながら、立案担当者が制度施行にあたり論点整理を行った点や、特許庁審査基準・審査便覧で想定した事案についての審査運用の方法等のすべてに関して、審判決例が出尽くしたわけでもないので、本制度の正しい理解のためには、今後の審判決例、及び審判決例

研究のさらなる蓄積・分析が必要になってこよう。

以上

(38) 前掲「審査便覧」42.110.01